



平成21年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 東京エネシス
代表者名 代表取締役社長 小島民生
(コード番号 1945 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 家田 洋
(TEL 03-3434-0151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関し、平成21年6月26日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対し迅速に対応できる経営体質を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(予定)

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	
第 7 条 <u>当社は株式に係わる株券を発行する。</u>	〔削 除〕
第 8 条 〔記載省略〕 (单元株式数および单元未満株券の不発行)	第 7 条 〔現行どおり〕 (单元株式数)
第 9 条 当社の单元株式数は 1,000 株とする。 <u>当社は本定款第 7 条の規定にかかわらず单元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第 8 条 当社の单元株式数は 1,000 株とする。
(单元未満株式についての権利)	(单元未満株式についての権利)
第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利	第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
第 11 条 〔記載省略〕	第 10 条 〔現行どおり〕

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 14 条～第 22 条 〔記載省略〕</p> <p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 24 条～第 43 条 〔記載省略〕</p> <p>〔新 設〕</p> <p>〔新 設〕</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等は</u>、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条～第 21 条 〔現行どおり〕</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 23 条～第 42 条 〔現行どおり〕</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>